

(6) 大学における発達障害者に対する教育上の配慮の状況

| 調査の結果 | 説明図表番号 |
|---|---|
| <p>【制度の概要】</p> <p>大学等は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとされている（発達障害者支援法第8条第2項）。</p> <p>文部科学省は、「発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）」において、国公立大学等に対し、発達障害のある学生の障害の状態に応じて、例えば、試験を受ける環境等についての配慮や、これらの学生の学生生活や進路等についての相談に適切に対応する等の配慮を行うことを求めている。</p> <p>また、障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人権と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が制定された（平成28年4月1日施行）。</p> <p>これにより、大学は、障害者から社会的障壁^{（注1）}の除去の実施について意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障害者の権利利益を侵害することとならないよう、性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）^{（注2）}を行わなければならないものとされたところである（障害者差別解消法第7条第2項）。</p> <p>（注1） 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとされている（障害者差別解消法第2条第2項）。</p> <p>（注2） 合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている（障害者権利条約第2条）。</p> <p>文部科学省は、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（平成24年12月。以下「第一次まとめ」という。）において、大学等における合理的配慮に関して、各大学等における情報公開及び相談窓口の整備の促進、専門的人材の配置の充実と必要な財政支援を行うことが重要と指摘されたことを踏まえ、平成25年度以降、大学等における発達障害を含む障害のある学生（以下「障害学生」という。）に対する支援を専門的に担当する部署を設置し、専属の教職員を配置する大学に対し、その教員経費を国立大学法人運営費交付金で措置している（平成27年度までに全86国立大学法人のうち25大学に措置）。</p> | <p>表2-(6)-①</p> <p>表2-(6)-②</p> <p>表2-(6)-③</p> <p>表2-(6)-④、⑤</p> <p>表2-(6)-⑥</p> <p>表2-(6)-⑦</p> |

| | |
|--|-------------|
| <p>なお、文部科学省は、平成 28 年 4 月から、第一次まとめ及び障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害学生の修学支援の在り方について検討を行っているところである。</p> | 表 2-(6)-⑧ |
| <p>【調査結果】</p> <p>今回、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）及び 3 国立大学法人において、発達障害のある学生（医師の診断がある者に限らず、疑われる者を含む。以下、この細目において同じ。）への配慮に関する取組状況等を調査した結果は、以下のとおりである。</p> | |
| <p>ア 機構の取組状況</p> <p>（障害学生に対する修学支援の現状）</p> | |
| <p>機構は、国の様々な学生支援事業を総合的に展開する中核機関であり、奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業を実施している。機構は、学生生活支援事業において、大学等が行う各種学生生活支援活動を援助するための情報収集・分析を行っており、この中で、障害学生に対する修学支援の実態調査（「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」）を平成 17 年度から実施している。</p> | 表 2-(6)-⑨ |
| <p>当該実態調査では、発達障害に関する医師の診断がある学生（以下「発達障害（診断有）学生」という。）については平成 18 年度から、診断はないが発達障害があることが推察されることにより、学校が何らかの支援（教育上の配慮等）を行っている学生（以下「発達障害（診断無・配慮有）学生」という。）については 20 年度から調査対象としている。</p> | |
| <p>当該実態調査によると、平成 26 年度時点で、国公私立の全 780 大学 297 万 5,589 人の学生のうち、発達障害（診断有）学生は 393 大学 2,282 人、うち支援の申出があり大学が何らかの支援を行っている学生（以下「支援発達障害（診断有）学生」という。）は 326 大学 1,627 人となっている。また、発達障害（診断無・配慮有）学生は 348 大学 3,174 人となっている。</p> | 表 2-(6)-⑩～⑬ |
| <p>発達障害（診断有）学生、支援発達障害（診断有）学生及び発達障害（診断無・配慮有）学生の数はいずれも増加しており、平成 22 年度と比較して、それぞれ 2.6 倍、2.4 倍、1.9 倍となっている。</p> | |
| <p>また、発達障害のある学生を発達障害の種類別にみると、高機能自閉症等（アスペルガー症候群を含む。）が最も多く、次いで注意欠陥多動性障害となっている。</p> | 表 2-(6)-⑭ |
| <p>機構では、発達障害（診断有）学生、支援発達障害（診断有）学生及び発達障害（診断無・配慮有）学生が増加傾向にある中で、他の障害と比較した場合、授業外での支援（カウンセリング、学習指導等）は多く行われ</p> | 表 2-(6)-⑮ |

ている一方で、授業内での支援（注意事項等の文書での伝達、実技・実習配慮等）の実施率が低く、また、就職率が低いことが当該実態調査の分析から課題とされている。

（ガイドブック及び事例集の作成）

機構は、大学等における障害学生支援についての基本的な考え方、障害種別の場面ごとの対応等について、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」（平成 21 年 10 月作成、24 年 3 月及び 27 年 3 月改訂）を作成し、大学等における障害学生支援を援助している。当該ガイドでは、発達障害に気付くための視点や支援を行う場合の注意点、学習支援、就職支援等の例などが示されている。

また、障害者差別解消法の施行に伴い、大学等が合理的配慮の提供に当たって参考とするために「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」を取りまとめ、平成 27 年 4 月に公表している。当該事例集では、大学等の規模、設備、組織体制、実施支援・配慮、支援に至るまでの手続等について障害種別の事例（計 188 事例）が紹介されており、このうち、発達障害については 35 事例が紹介されている。

（研修会、セミナー等の開催）

機構は、障害学生の修学支援の充実に資するため、大学等の実務担当者等を対象として、毎年度研修会等を開催している。平成 26 年度には、発達障害のある学生に対する支援計画の作成も内容に含めた研修を行っており、その中で、受講者が作成した支援計画を相互に評価するなどより実効性の高い支援計画を作成するためのノウハウの取得を支援している。

なお、機構では、支援計画の作成に取り組んでいる大学はまだ一部にとどまっているため、研修等を行うことにより、各大学における支援計画の作成の取組を促したいとしている。

イ 国立大学法人における取組状況

大学における発達障害のある学生に対する教育上の配慮に関する取組状況について、他に先駆けて発達障害のある学生の支援を担当する専門部署（以下「支援部署」という。）を設置している 3 国立大学法人（富山大学、筑波大学及び東京大学）を対象にして調査した結果は、次のとおりである。

（7） 支援体制等

（支援部署の設置）

富山大学では、学内の保健管理センターにおけるカウンセリングを行

う中で悩みや問題が解決しづらい学生が増加していたこと等を踏まえ、平成 19 年に支援部署を設置している。

筑波大学は、平成 19 年に障害学生全般の支援を行う部署を設置し、発達障害者支援法の施行や発達障害により支援を求める学生の増加等を受け、23 年に当該部署内に支援部署を設けている。

東京大学は、平成 16 年に障害学生全般の支援を行う部署を設置し、発達障害者支援法の施行等を受け、22 年に支援部署を設置し、両部署で発達障害のある学生への支援に取り組んでいる。

これらの支援部署には、発達障害に関する知識を持った教授、准教授、コーディネーター、研究員、医師等が従事している。

(学内の支援体制)

調査した 3 大学では、i) 総合相談窓口、学部教職員、保健管理センター、キャリアサポートセンター等に発達障害のある学生から相談があり、支援を要すると判断したときには学内の支援部署に連絡を取り適切に対応する、ii) 学生が相談しやすいよう、支援部署名に「障害」を入れないといった支援体制を整備しており、中には、1 年次履修科目における発達障害のある学生のチェックポイントを伝達・共有し、授業の単位不足や成績の低下を指標として、速やかに関係部局に紹介できる体制を検討中の大学（筑波大学）もあった。

また、調査した大学では、i) 災害時における発達障害のある学生の避難誘導方法に関して教職員に研修を実施（筑波大学）、ii) 発達障害を含む障害学生への支援内容や支援の流れ等を示したガイドブックを作成し、学内の教職員に配布（筑波大学、東京大学）など、教職員に対する研修、理解促進の取組を行っていた。

(イ) 修学支援

(入学、受入れに関する取組)

調査した 3 大学では、発達障害のある学生の入学、受入れに当たり、i) 入学者選抜における特別措置、ii) 大学のホームページ等における障害学生支援の紹介、iii) オープンキャンパスにおける障害学生支援に関する説明会の開催などの取組を行っていた。また、中には、入学手続き時に提出する「健康調査票」に修学上の相談・支援ニーズを記載する項目を設ける、発達障害のある中学生や高校生を対象とした大学体験プログラムを実施している大学（いずれも富山大学）もあった。なお、当該大学体験プログラムでは、大学生活を具体的にイメージできるよう、模擬授業の実施、学生食堂等の施設利用体験、大学生との座談会等を行っていた。

表 2-(6)-⑩、⑪

表 2-(6)-⑬

| | |
|--|--|
| <p>(入学後における取組)</p> <p>調査した3大学では、発達障害のある学生の個々の状況に応じ、おおむね、i) 保護者・本人との面談等を基に支援内容を検討する、ii) 必要な場合には、学部教員と合理的配慮の提供範囲や提供方法等に関する調整を行い、指導教員に対して同配慮を依頼する、iii) 定期面談等により支援内容や配慮事項の見直しを行うという流れで支援を行っていたが、特徴的な取組として、次のようなものがみられた。</p> <p>① 支援を行う発達障害のある学生に関する支援計画の作成、発達障害のある学生の家族への支援、社会的コミュニケーションに関する支援などを行っている。(富山大学)</p> <p>② 定期的な集団活動(発達障害のある学生のみで構成される自主学習会)の開催、発達障害のある学生を対象とした支援機器(忘れ物防止タグやタイムタイマー等)の貸出しなどを行っている。(筑波大学)</p> <p>③ 発達障害のある学生への支援に必要な、i) 精神医学的治療(二次障害の治療や医学的な診断等)、ii) 発達障害のある学生本人の対処能力の向上並びにiii) 周囲の環境の調整及び配慮の提供を、学内の3部署が役割分担し、相互に連携して支援を行っている。(東京大学)</p> <p>(修学支援における課題)</p> <p>調査した大学では、発達障害のある学生に対する支援に関して、次のような課題があるとしている。</p> <p>① 支援に携わる職員は、発達障害の専門知識や学部教職員との連携・調整を行う能力等が求められるなど専門職として位置付けられる必要があるが、任期付職員が多く、経験を積んでも継続的に従事できず、発達障害のある学生にも支援に携わる職員の変更は不安要素の一つとなる。</p> <p>② 大学入学後に初めて発達障害であることが分かる学生が多く、通学が困難で引きこもりがちの場合に継続した支援が難しい、また、就職活動で分かった場合に支援期間が短く、留年する可能性が高まることがある。</p> <p>③ 大学入学まで周囲のさりげない配慮や援助により問題なく過ごしてきた学生については、大学入学後に問題が発生して支援を行おうとしても、本人が支援の必要性を理解できず、支援に関する了解が得られにくい場合がある。</p> <p>(ウ) 就職支援</p> <p>(発達障害のある学生の就職活動の現状)</p> <p>調査した大学では、発達障害のある学生は基本的には一般就労を目指</p> | <p>表 2-(6)-⑱</p> <p>表 2-(6)-⑳</p> <p>表 2-(6)-㉑</p> |
|--|--|

して、一般の学生と同様の就職活動を行っているとしていた。就職活動がうまくいかなかった学生の中には、それを契機に自らの特性の理解が進み、障害を受け入れて障害者雇用での就職を目指すようになる者もいるとしており、この場合には、公共職業安定所（以下「安定所」という。）、就労移行支援事業所^(注3)、就生センターといった外部の機関と連携しながら、支援を行っているとしている。

(注3) 就労移行支援事業所は、障害者総合支援法による障害福祉サービスの1つである就労移行支援を提供するものである。具体的には、就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。

(就職活動に対する支援)

調査した3大学では、発達障害のある学生の就職活動に対する支援として、次のような取組を行っていた。

- ① 採用書類（エントリーシートや履歴書）の作成に関する指導、面接の指導、企業についての情報収集や研究の支援、自己分析（自己PR作り）の支援（富山大学、筑波大学、東京大学）
- ② 就労移行支援事業所での就労体験プログラムの実施（富山大学）
- ③ キャリア全体のことや進路に関する自分の抱える課題や悩みについて少人数で話し合う場の設置（キャリア形成や就職活動の準備となる行動化への支援や、学生生活を通して蓄積できる就職活動における有効策について、個別面談でその振り返りをして、強み・課題のアセスメントを行う。）（筑波大学）
- ④ 外部支援機関と連携した精神障害者保健福祉手帳を用いた就職（いわゆる障害者雇用）の支援（東京大学）

表 2-(6)-㉔

(卒業した後の支援)

調査した3大学の中には、発達障害のある学生が卒業・修了した後のフォローアップとして、個別面談や電話によって、職場生活における悩みごと、離職・転職に関すること等への相談対応を行っている例がみられた（富山大学、筑波大学）。

表 2-(6)-㉕

(就職支援における課題)

発達障害のある学生の就職支援における課題について、調査した大学からは、知的能力には問題ないケースが多い発達障害のある学生に適した就労支援機関がないこと、発達障害者支援センターの体制面（大学生まで手が回らない状況）から連携が取りづらいことなどが挙げられた。

表 2-(6)-㉖

表 2-(6)-① 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）＜抜粋＞

（教育）

第 8 条（略）

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(6)-② 「発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）」（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初第 211 号文部科学省初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ・青少年局長連名通知）＜抜粋＞

第 2 発達障害のある児童生徒等への支援について

5 大学及び高等専門学校における教育上の配慮

発達障害のある学生に対し、障害の状態に応じて、例えば、試験を受ける環境等についての配慮や、これらの学生の学生生活や進路等についての相談に適切に対応する等の配慮を行うこと。

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(6)-③ 障害者の権利に関する条約＜抜粋＞

第 2 条定義

（略）

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

（略）

第 24 条教育

1～4（略）

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(6)-④ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）＜抜粋＞

（差別の禁止）

第 4 条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 （略）

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(6)-⑤ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号) <抜粋>

(目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第 7 号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

4～7 (略)

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第 7 条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(6)-⑥ 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（平成 24 年 12 月 21 日）における国の取組に関する記載等

| 国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき事項 | | 国の取組に関する記載等 |
|------------------------------|----------------------------|--|
| 短期的課題 | ① 各大学等における情報公開及び相談窓口の整備の促進 | ○ <u>国は、より多くの大学等でこれらの取組が行われるよう促進すべきである。</u> |
| | ② 拠点校及び大学間ネットワークの形成 | ○ <u>国は、障害のある学生への修学支援に関する優れた取組を実施するとともに、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校（注）として整備し、その取組を重点的に支援していくことが重要である。</u> <small>（注） 本報告における「拠点校」は、地域において連携等の取組を行う拠点となる大学等をいい、機構が実施している「障害学生修学支援ネットワーク事業」の拠点校とは異なるものを指す。</small> ○ <u>また、これら拠点校の取組や、拠点校及び各大学等の個別支援事例を一元的に集約・蓄積し、各大学等に還元することにより、障害のある学生の支援の底上げや教職員等に対する理解促進・意識啓発を図ることが可能となる。</u> |
| 中・長期的課題 | ① 大学入試の改善 | — |
| | ② 高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化 | — |
| | ③ 通学上の困難の改善 | — |
| | ④ 教材の確保 | — |
| | ⑤ 通信教育の活用 | — |
| | ⑥ 就職支援等 | — |
| | ⑦ 専門的人材の養成 | — |
| | ⑧ 調査研究、情報提供、研修等の充実 | — |
| | ⑨ 財政支援 | ○ <u>バリアフリー化のための施設・設備の整備や専門的人材の配置については、各大学等において計画的に充実させていくことが望ましいが、国においても、障害のある学生が学びやすい環境を整備し、修学機会を確保するため、各大学等における合理的配慮に対し、必要な財政支援を行うことが重要である。</u> |

(注) 1 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（平成 24 年 12 月 21 日）に基づき、当省が作成した。
2 下線は当省が付した。

表 2-(6)-⑦ 国立大学法人運営費交付金（一般運営費交付金）の交付実績等

| | | |
|------|---|-------|
| 名称 | 障害者向け情報発信促進等経費 | |
| 開始年度 | 平成 25 年度 | |
| 主な内容 | 障害のある学生の受入れ方針や相談窓口、入学後の支援体制等に関する情報発信を促進し、入学前相談や学内外の連絡調整機能の充実を図るため、既に障害のある学生支援を専門的に担当する部署を設置し、その部署に専属の教職員を配置している大学に、これらの充実に係る教員の配置に必要な経費を国立大学法人運営費交付金にて措置。 | |
| 交付実績 | 平成 25 年度～ | 6 大学 |
| | 平成 26 年度～ | 12 大学 |
| | 平成 27 年度～ | 7 大学 |

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2-(6)-⑧ 「障害のある学生の修学支援に関する検討会の開催について」(平成 28 年 4 月 19 日文部科学省高等教育局長決定) <抜粋>

| |
|--|
| <p>1. 趣旨</p> <p>平成 25 年に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)において、大学等を含む行政機関等や事業者に対して、障害者への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務ないし努力義務とされた。</p> <p>平成 27 年 11 月には、文部科学省が所管する私立大学等の事業者のための対応指針を策定・告示し、また、平成 27 年度内に国立大学等が国等職員対応要領の策定・公表を行うなど、障害者差別解消法等に基づく対応を、関係機関が進めてきた。</p> <p><u>平成 24 年度には、これらの動きに先んじて「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を高等教育局長決定において開催し、当該検討会において「第一次まとめ」を取りまとめ、大学等における障害のある学生(以下、障害学生)の修学支援の充実を促してきた。</u></p> <p><u>一方、各大学等においては、障害学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に、これらの学生の受入れや修学支援体制の整備が急務となっている。</u></p> <p><u>こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害学生の修学支援の在り方について検討を行うため、障害のある学生の修学支援に関する検討会(以下、「検討会」という。)を以下の要領にて開催する。</u></p> <p>2. 検討事項</p> <p>1) 障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害学生の修学支援の在り方</p> <p>2) その他の必要な事項</p> <p>3. 実施方法</p> <p>1) 検討会は別紙に定める有識者により構成する。</p> <p>2) 検討会は必要に応じて他の関係者にも協力を求めることができる。</p> <p>(後略)</p> |
|--|

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(6)-⑨ 「平成 26 年度（2014 年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」（平成 27 年 3 月独立行政法人日本学生支援機構）＜抜粋＞

I・調査方法等

1. 調査概要

- (1) 目的：障害のある学生（以下「障害学生」という）の今後の修学支援に関する方策を検討する上で、全国の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「学校」という）における障害学生の状況及びその支援状況について把握し、障害学生の修学支援の充実に資する。
- (2) 対象：大学（大学院、大学院大学及び専攻科を含む。以下同じ）、短期大学（大学内に短期大学部を有している場合を含む。専攻科を含む。以下同じ）、高等専門学校（専攻科を含む。以下同じ）
- (3) 調査方法：悉皆調査
各学校が独立行政法人日本学生支援機構のウェブサイトより調査票をダウンロードし、回答を記入後、メール添付にて提出する。
- (4) 調査期日：平成 26 年 5 月 1 日現在

2. 表記区分

(1) 学校種別

| 学校種別 | 区分 |
|--------|-----------------------------------|
| 大学 | 大学(大学院、大学院大学及び専攻科を含む) |
| 短期大学 | 短期大学(大学内に短期大学部を有している場合を含む。専攻科を含む) |
| 高等専門学校 | 高等専門学校(専攻科を含む) |

(2) 課程別（略）

(3) 障害種別

| 障害種別 | 区分 |
|----------------|---|
| 視覚障害 | 盲、弱視 |
| 聴覚・言語障害 | 聾、難聴、言語障害のみ |
| 肢体不自由 | 上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害、他の機能障害 |
| 病弱・虚弱 | 病弱・虚弱 |
| 重複 | 重複 |
| 発達障害（診断書有） | LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症等(アスペルガー症候群を含む)、発達障害の重複 |
| その他 | 上記に該当しない障害（精神疾患・精神障害、慢性疾患・機能障害、知的障害、上記以外） |
| 発達障害（診断書無・配慮有） | LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症等(アスペルガー症候群を含む) |

3. 注意事項

(1) 本調査における用語の定義

- ① 「障害学生」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生（重複する場合は実数）
- ② 「支援障害学生」とは、学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行っている（今年度中の支援予定を含む）障害学生
支援例：ノートテイク、手話通訳、点訳、定期試験の配慮等の授業保障、学内学生生活、キャリア・就職等に関する支援等

③ 障害種別の内訳区分

(略)

【発達障害（診断書有）】

発達障害に関する医師の診断書がある者

LD：学習障害 ADHD：注意欠陥／多動性障害

高機能自閉症等：高機能自閉症及びアスペルガー症候群

発達障害の重複：上記の3つのいずれかが重複している者

(略)

(2) 発達障害学生数について

発達障害については、医師の診断書がない場合は「障害学生数」には含めていない。しかしながら、学校における支援の実態等に鑑み、以下の定義により、発達障害（診断書無・配慮有）の学生数、支援内容について回答を得ている。

【発達障害（診断書無・配慮有）】

発達障害であるとの医師の診断書はないが、発達障害があることが推察されることにより、学校が何らかの支援（教育上の配慮等）を行なっている者

※ 何らかの支援（教育上の配慮等）とは、学内の組織、部署等の業務として行なっているもので、一部の教職員が個人的に行なっているものは含まない。

LD：学習障害 ADHD：注意欠陥／多動性障害

高機能自閉症等：高機能自閉症及びアスペルガー症候群

II・回収状況

回収状況

本年度の回収率は100%。

なお、本調査の回収率は、調査を開始した平成17年度が90.5%、平成18年度が93.8%、平成19年度からは、平成24年度（※）を除き回収率100%を達成している。

※閉校となる私立大学1校が未回答のため99.9%

(後略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(6)-⑩ 障害学生数及び支援障害学生数の推移（平成 22 年度～26 年度）

（単位：人、％）

| 区分 | 平成 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|--------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 全学生数 | 3,012,045 | 3,016,631 | 2,987,481 | 2,991,385 | 2,975,589 |
| 障害学生数（在籍率） | 8,149 (0.27) | 9,404 (0.31) | 10,916 (0.37) | 12,488 (0.42) | 13,045 (0.44) |
| うち支援障害学生数 （在籍率） | 4,904 (0.16) | 5,432 (0.18) | 5,968 (0.20) | 6,596 (0.22) | 6,943 (0.23) |

（注） 独立行政法人日本学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果に基づき、当省が作成した。

表 2-(6)-⑪ 発達障害のある学生数等の推移（平成 22 年度～26 年度）

（単位：人、％）

| 区分 | 平成 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 全学生数 | 3,012,045 | 3,016,631 | 2,987,481 | 2,991,385 | 2,975,589 |
| 発達障害（診断有）学 生数（在籍率） | 865 (0.03) | 1,179 (0.04) | 1,573 (0.05) | 2,042 (0.07) | 2,282 (0.08) |
| うち支援発達障害 （診断有）学生数（在 籍率） | 692 (0.02) | 883 (0.03) | 1,096 (0.04) | 1,419 (0.05) | 1,627 (0.05) |
| 支援発達障害（診断無・ 配慮有）学生数（在籍率） | 1,670 (0.06) | 2,035 (0.07) | 2,412 (0.08) | 2,806 (0.09) | 3,174 (0.11) |

（注） 独立行政法人日本学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果に基づき、当省が作成した。

表 2-(6)-⑫ 障害学生在籍校数及び支援障害学生在籍校数の推移（平成 22 年度～26 年度）

（単位：大学、％）

| 区分 | 平成 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 全大学数 | 775 | 776 | 780 | 780 | 780 |
| 障害学生在籍校数 （割合） | 593 (76.5) | 597 (76.9) | 590 (75.6) | 603 (77.3) | 619 (79.4) |
| うち支援障害学生 在籍校数（割合） | 494 (63.7) | 506 (65.2) | 507 (65.0) | 513 (65.8) | 545 (69.9) |

（注） 独立行政法人日本学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果に基づき、当省が作成した。

表 2-(6)-⑬ 発達障害のある学生在籍校数等の推移（平成 22 年度～26 年度）

（単位：大学、％）

| 区分 | 平成 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 全大学数 | 775 | 776 | 780 | 780 | 780 |
| 発達障害（診断有）学生 在籍校数（割合） | 255 (32.9) | 298 (38.4) | 321 (41.2) | 366 (46.9) | 393 (50.4) |
| うち支援発達障害（診断有）学生 在籍校数（割合） | 208 (26.8) | 238 (30.7) | 263 (33.7) | 296 (37.9) | 326 (41.8) |
| 支援発達障害（診断無・配慮有）学生 在籍校数（割合） | 263 (33.9) | 304 (39.2) | 306 (39.2) | 315 (40.4) | 348 (44.6) |
| 発達障害（診断有）学生又は発達障 害（診断無・配慮有）学生 在籍校数（割合） | 356 (45.9) | 455 (58.6) | 416 (53.3) | 449 (57.6) | 478 (61.3) |
| 支援発達障害（診断有）学生又は発 達障害（診断無・配慮有）学生 在籍校数（割合） | 330 (42.6) | 371 (47.8) | 384 (49.2) | 405 (51.9) | 438 (56.2) |

（注） 独立行政法人日本学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果に基づき、当省が作成した。

表 2-(6)-⑭ 発達障害のある学生等の障害種別の学生数等（平成 26 年度）

（単位：人）

| 区分 | 学習障害 | 注意欠陥多 動性障害 | 高機能自閉症等 | 重複 | 小計 | 計 |
|----------------------|------|---------------|---------|-----|-------|-------|
| 発達障害（診断有）学生数 | 96 | 278 | 1,674 | 234 | 2,282 | 4,801 |
| うち支援発達障害（診断 有）学生数 | 62 | 179 | 1,219 | 167 | 1,627 | |
| 発達障害（診断無・配慮有） 学生数 | 113 | 359 | 1,759 | 943 | 3,174 | |

（注） 独立行政法人日本学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果に基づき、当省が作成した。

表 2-(6)-⑮ 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告（対象年度：平成 17 年度（2005 年度）～平成 25 年度（2013 年度）」（平成 27 年 3 月独立行政法人日本学生支援機構）〈抜粋〉

第 5 章 発達障害学生への支援状況

診断カテゴリー別構成比

（略）

発達障害学生の在籍率、在籍数

（略）

発達障害学生への支援内容

発達障害学生への支援内容を授業内外に分け、支援実施率を学校種別に比較すると、授業外のカウンセリング、保護者との連携、学習指導などが一貫して多い（大学、短期大学で 40%台から 50%台）。社会的スキル指導も大学、短期大学で 40%台と多くなっている。一方、授業内での支援は、全般に低くなっている（高等専門学校での教室内座席配慮が 31.1%でそれ以外の授業支援はすべての学校種で 20%以下）。

（略）

授業内外の支援の内容別の経年推移を見ると、授業支援に該当するような支援が行われるようになったのはごく最近だということがわかる。休憩室の確保や教室内座席配慮などは、授業や試験自体の変更・調整とは言えない。注意事項文書伝達、実技・実習配慮、試験時間延長・別室受験、講義内容録音許可など、学生の個人特性（機能障害）に応じて授業や試験のやり方の一部を変更するような対応を実施していた学校の数は、平成 20 年には 30 校に満たない。平成 25 年度には大きく増加したとはいえ、まだ 100 校に満たない。一方、カウンセリングや学習指導を実施していた学校は平成 20 年度から 100 校を大きく超えていた。これらに加え社会的スキル指導も、平成 25 年度には 300 校以上が実施している。このことは、発達障害のある学生への対応が、相談、治療、訓練といった枠組みで行われていることを意味する。今後、障害学生支援の枠組みでの授業や試験における合理的配慮について理解が深まっていくとともに、授業支援を実施する学校が増えていくと考えられる。

大学における発達障害学生の進路状況

大学における発達障害学生の卒業率と進路状況については、卒業する者の割合が 3 分の 2 程度になっており、日本の大学における一般的な卒業率と比べても低くなっている。卒業後の進路は、就職者、一時的な就職者を合わせた数（236 人）と、進路が確定しない者（229 人）とほぼ同数になっている。卒業に時間がかかり、卒業しても就職が容易ではないという状況がうかがえる。

経年推移を見ると、卒業段階にある発達障害学生数は増加しているが、卒業率は 70%台でおおむね一貫している。就職した学生の数は近年増加したが、仕事に就いたことが確認できない者も増加している。進学者数も増えている。大学院在籍数のデータによると、理工系が多い。高い専門性を身につけて卒業した大学院生が、専門性を生かした職業に就けているかどうかの調査も今後必要であろう。

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(6)-⑯ 災害時における発達障害のある学生の避難誘導方法に関する研修を行っている例

| |
|--|
| <p>筑波大学では、年に1回、防災訓練に併せて実施する事務職員向けの研修において、平成27年度は、災害時における発達障害のある学生の避難誘導方法に関する内容を取り扱っている。</p> <p>当該研修では、発達障害の特性、災害時に発達障害のある学生が困ること（他者の動きを見ながら適切な避難行動を行うことが難しいこと等）、避難誘導時の対応方法等について講義を行い、少人数のグループごとに地震の発生によりパニックを起こした学生の仮想事例への対応方法を議論するなどしている。</p> <p>また、講義では、パニック行動への対応、避難経路や指示の伝達方法及び避難誘導の方法について、発達障害（特に、学内に多く在籍する自閉症スペクトラム）の特性を踏まえた方法を紹介しており、例えば、i) 学生全体への指示で伝わらない場合には個別に伝え、個別の口頭指示でも伝わらない場合には地図等で視覚的に伝えること、ii) 手をとって移動する必要がある場合は「手を握りますね」など前もって具体的な声かけをすること、iii) 感覚が過敏で避難場所に入れない場合には、集団から少し離れた位置で待つことや上着等を頭にかぶって感覚を和らげることを認めることなどについて紹介している。</p> |
|--|

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(6)-⑰ 障害学生への支援内容や支援の流れ等を示したガイドブックを作成し、学内の教職員に配布している例

| | |
|--|------|
| 大学名 | 筑波大学 |
| <p>筑波大学では、平成26年3月に、障害学生への支援について、「障害学生支援ガイド」を作成し、学内の教職員に配布している。障害学生支援ガイドには、入学前から卒業までの障害学生への支援の流れと各組織の役割、障害別の支援内容等が掲載されており、発達障害については、発達障害の種類別の特性及び対応例の紹介、支援部署による支援の例などが示されている。</p> <p>また、具体的な場面での対応についても示されており、例えば、i) 支援を求められた場合の支援内容の決定方法、ii) 授業の予定が変更になり学生が混乱した場合の対応方法、iii) 支援を行う場合に周囲の学生に対してどこまで説明すればよいかなどが例示されている。</p> | |
| 大学名 | 東京大学 |
| <p>東京大学では、平成25年3月に、障害学生への支援について、「障害のある学生へのバリアフリー支援ガイド」を作成（28年4月改定）し、学内の教職員に配布するとともに、他の大学に対しても参考として配布している。バリアフリー支援ガイドには、入学決定から卒業までの障害学生への支援の流れ、各段階における支援実施担当者（教職員）の役割、障害別の留意点等が掲載されている。</p> <p>発達障害のある学生の支援については、発達障害の種類別の特性、初回の面談に当たっての配慮や確認事項、支援の例などが示されている。</p> <p>初回の面談に当たっての配慮としては、発達障害のある学生は、自分の思ったことを伝えることが苦手な場合が多いので、話しやすい雰囲気を作ること、また、聞いて理解することが苦手な場合も多いので、その場合には書いて説明することなどを示している。</p> | |

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(6)-⑱ 発達障害のある学生の入学、受入れに関する取組の例

| | |
|---|--|
| 大学名 | 富山大学 |
| 件名 | 入学手続き時の提出書類に相談したいこと等を記載する項目を設けている例 |
| <p>富山大学では、平成 23 年頃から、入学手続き時に提出する「健康調査票」に、健康上又は修学上で特に気になること、相談したいことを記載する欄を設けている。記載欄は、「至急相談したい」、「入学後に相談したい」、「情報のみ知ってもらいたい」、「特になし」を選択の上、その内容を記載することとしている。</p> <p>健康調査票は、保健管理センター宛てに提出され、「至急相談したい」が選択されていた場合には、保健管理センターから支援部署に連絡を行い、本人や保護者に連絡を取ることにしている。</p> <p>富山大学は、取組を始めた経緯について、平成 19 年頃に、学内に在籍する発達障害のある学生にインタビューを行ったところ、どこに相談すればよいのか分からないとの意見がみられたことから、相談ルートの一つとして取組を始めたものであるとしている。</p> | |
| 大学名 | 富山大学 |
| 件名 | 発達障害のある中学生及び高校生向けに大学体験プログラムを実施している例 |
| <p>富山大学では、平成 24 年度から、発達障害のある中学生及び高校生で将来的に大学への進学を希望している生徒を対象として、「大学体験プログラム」を実施している。</p> <p>同プログラムは、参加する生徒が大学生活を具体的にイメージし、自分に合った進路選択ができるようになることを目的として実施しているものであり、平成 26 年度におけるプログラムの概要は次表のとおりである。</p> | |
| <p>表 平成 26 年度における大学体験プログラムの概要</p> | |
| 区分 | 内容 |
| プログラムの内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学に関する説明 ○ 先輩からのメッセージ ○ よりよい大学生活を送るヒント（障害の特性に応じた対処法） ○ 昼食及び施設（学生食堂、図書館等）の利用体験 ○ 先輩（大学生）との座談会 |
| 参加者 | 発達障害のある生徒 5 人、保護者 4 人 |
| 参加者へのアンケート結果の概要 | <p>（参加生徒から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よりよい学校生活を送るヒントが印象に残った。 ・どのように相談が支援室で行われているか、実際にできれば確認してみたい。 ・サークルなどについてももう少し聞きたかった。 <p>（保護者から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の特徴やよりスムーズに大学生活を送れる対処法など、オープンキャンパスでは学べない内容でとてもよかった。 ・大学で失敗しやすい点が聞けてよかった。 ・大学生活を楽しむために必要なことが見えてきた。 ・学生の方々の話を聞くことができたことがよかった。 ・先輩からもっと学習のやり方の工夫も聞けたら有り難い。 |

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(6)-⑱ 富山大学における発達障害のある学生への支援の取組例

富山大学では、発達障害のある学生が学びやすい状況を整えるための支援として、i) 個別支援、ii) 家族支援、iii) 社会的コミュニケーション支援及びiv) 学部との連携・配慮に関する合意形成等の調整を行っており、その概要は表 1 のとおりである。

表 1 富山大学における支援の概要

| 区分 | 内容 |
|-----------------------|---|
| 個別支援 | 支援ニーズの把握、スケジュール管理のサポート、修学状況の確認、学習場所の確保、教職員、学生とのコミュニケーション支援、配慮に関する合意形成 |
| 家族支援 | 体調管理のサポート協力、生活面でのサポート協力、修学状況の確認、本人への励ましと見守り、本人の特性理解、就職に関する情報提供、緊急時の保護要請 |
| 社会的コミュニケーション支援 | 小集団活動、コミュニケーション・ワーク等 |
| 学部との連携・配慮に関する合意形成等の調整 | 授業における学修保障、実験・実習における配慮内容の検討、出席状況の見守り、ゼミ内の環境調整、個別の質問等への対応 |

富山大学では、発達障害のある学生への個別支援に当たり、支援計画を作成している。作成に当たっては、学生との面談内容を基に本人の特性に関するアセスメントを行い、アセスメント結果及び結果に基づく支援方針等の情報を支援計画に整理している。

富山大学における支援の主な流れは、i) 支援の要請、ii) 本人・保護者との面談、iii) 支援方法に関する確認（定期面談の約束、教員との連携に関する了解等）、iv) 指導教員への支援依頼文書の作成となっており、支援部署では、これらの情報を表 2 のとおり支援計画に整理している。

支援計画を作成することによる効果について、富山大学は、i) 支援者が共通の方針に基づき支援を行うことができること、ii) 教員への支援依頼文書を作成する際、学生のニーズに沿った内容で記述できること、iii) 問題が生じたときに支援全体を見直すことができ、医療機関への受診等の可能性を検討することでより適切な支援につながることを挙げている。

表 2 支援計画の概要

| 事項 | 主な記載内容 |
|--------------|--|
| 本人・保護者との面談結果 | 家族構成、生育歴・通院歴、診断・服薬等の有無、特徴的なエピソード、これまでに受けた支援、本人の障害に関する自己理解等 |
| 面談後の情報整理と見立て | 面接時の行動観察、家族の理解、障害受容の程度、協力体制の有無、初期支援で特徴的なエピソード、暫定的な支援方針（注） |
| 教員への支援依頼文書 | 基本的情報、予想される問題点、対処法、支援方針等 |

（注） 同大学では、支援当初の面談で暫定的な支援方針を立て、支援結果を検証し、学生及び教職員と話し合いの結果、最終的な支援方針を決定することとしている。

また、発達障害のある学生の家族への支援について、富山大学では、家族を、大学生活を支える重要な支援者の一人として位置付けており、支援のポイント等を共有する、家族の役割を明確にすることで、保護者が適切なサポートができるよう、定期面談等を通じて家族支援を行っている。

富山大学では、家族支援における保護者との面談に当たり、i) 学生の大学での修学状況が正確に伝わるようにする、ii) 学生の努力した点を具体的な状況を交えながら説明する、iii) 支援の目的と支援方法を明示し、家庭でも実行できることはないか共に考えるなどの工夫を行っている。

さらに、富山大学では、社会的コミュニケーション支援として、個別支援を行っている学生で希望があった学生を対象として、週に1回、昼食時に開催する「ランチ・ラボ」などの取組により、小集団でのコミュニケーションの場を提供しており、その概要は、表3のとおりである。

当該取組は、富山大学で個別支援を行っている学生で、「コミュニケーションは苦手だが、克服していきたい」、「同年齢の仲間とのコミュニケーションの場がほしい」とする学生に声をかけ、同じような悩みや願いを持つ学生で集まり、自分の考えや意見を尊重して聞いてもらう体験をするとともに、他者の考えに耳を傾ける体験を通して、様々な考えや解釈があることを知り、考え方の多様性を受け入れる機会となるよう実施しているものである。

表3 「ランチ・ラボ」の概要

| 区分 | 概要 |
|-------|--|
| 参加者 | 学生4～5人（随時、卒業・修了者も参加）、支援者2～3人 |
| 活動の流れ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各自、昼食を食べながら雑談する。 ○ あらかじめテーマ（話題、質問）をカードに書いて準備しておく。 ○ 一人がカードをめくり、各自、テーマについて自分の答えを付箋に記載する。 ○ テーマについて順番に話をして、付箋をシートに貼る。 ○ 一人の話が終わったら、他の参加者は質問や感想、意見を言う。 ○ 同じテーマについて全員が順に話をする。他の参加者は感想をシェアしあう。 ○ テーマを変えて、数回繰り返す。 ○ 最後にシートを見ながら、全員で振り返る。 |
| 具体例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「自分で自分を褒めたい時」というテーマについて、これまで失敗体験が印象に残っている学生が多かったところ、学生から、これぐらいのことで自分を褒めて良いのかという質問があったため、些細なことでも自分なりに褒めたいと思えばそれでいいと答えたところ、参加者は安心して答えを記載し始めた。 ○ 当該テーマは、過去のネガティブな体験に埋もれている「頑張っている自分」を思い出し、肯定的な自分としてのイメージとして捉え直すことが必要となる。 ○ 話をする中で、参加した学生からは、他の学生の発表を聞いて共感する、他の学生の話聞いて思い出したことがあるなどの発言がみられた。また、後日行った個別面談の際に、「一人で考えているとおかしいかもしれないと思うが、意外にそれでよかったということが分かった」という発言もみられた。 |

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(6)-⑳ 筑波大学における発達障害のある学生への支援の取組例

筑波大学では、発達障害のある学生が修学上の課題を解決できるようにするため、主に、i) 面談による個別の修学支援、ii) 定期的な集団活動の開催、iii) 支援機器の貸出及びiv) 関係組織との連絡調整により支援を行っている。

定期的な集団活動の開催について、筑波大学では、発達障害のある学生のグループ活動の場として、発達障害のある学生のみで構成される自主学習会を週に1回開催している。自主学習会は自由参加であり、学生がそれぞれ自主学習や作業をすることを目的としており、他の学生とやり取りすることは求めず、支援部署の職員から直接的に働きかけることはないため、発達障害のある学生でも参加しやすい環境となっている。また、あえて他の学生の状況が見えるようにすることで、他の学生のやり方を観察しながら自分の行動改善に反映させるきっかけ作りとなっている。

また、支援機器の貸出しについて、筑波大学では、平成27年度から、発達障害のある学生向けに支援機器（教材）の貸出しを試行的に行っている。希望する学生に対して一定期間貸出しを行い、実際に使ってもらい、今後必要である場合には自分で購入してもらうこととしている。貸出しを行っている支援機器の例は、以下のとおりである。

図表 発達障害のある学生向けに貸出しを行っている支援機器の例

| | |
|--|--|
|  |  |
| <p>忘れ物防止タグ （持ち物にタグを取り付け、忘れ物がないか確認するとブザーが鳴り、忘れ物が防止できるもの）</p> | <p>タイムタイマー （設定した時間までの残り時間が視覚的に分かるようにできるもの）</p> |
|  |  |
| <p>スマートペン （スマートペンに録音機能が付いており、専用のノートに書いた文字をペンでタッチすると、その文字を書いた時に録音された音声再生され、聞き返すことができるもの）</p> | <p>ハンドスキャナ （文書を手動でスキャンしてデータ化し、当該データを転送・保存できるもの）</p> |

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(6)-㉑ 東京大学における発達障害のある学生への支援の取組例

東京大学では、発達障害のある学生への支援について、大きく三つに分類されるとしており、i) 精神医学的治療（二次障害の治療や医学的な診断等）、ii) 発達障害のある学生本人の対処能力の向上並びにiii) 周囲の環境の調整及び配慮の提供を、学内の3部署において次表のとおり役割分担し、相互に連携して支援を行っている。

表 東京大学における発達障害のある学生への支援体制

| 区分 | 担当部署 | 内容等 |
|---------------------|------------------|---|
| 精神医学的治療 | 保健センター | 医学的診断が書面として必要とされる時には、保健センターで受診し、診断に代わる書類を発行するなどしている。 |
| 発達障害のある学生本人の対処能力の向上 | ・学生相談窓口 ・支援部署 | 発達障害のある学生本人に対処能力の向上等を意図して働きかける支援であり、診断自体が不明確な場合でも学生相談窓口で対応でき、教職員からの相談も受け付けている。 また、コミュニケーションの困難さや発達障害の特徴が比較的明らかな場合にも、同様に対応している。 |
| 周囲の環境の調整及び配慮の提供 | 障害学生の支援を担当する部署 | 発達障害のある学生の周囲の環境を調整し、配慮を提供することで、状況の改善を意図する支援を行っている。 |

また、東京大学では、特に自閉症スペクトラムの場合、個別の対応が必要となるとしており、例えば、学部の教員に対し、診断名、実際起きている問題、配慮の例等を示し、学術的要件に触れないか、過度な負担とならないかなどを含め、対応可能かどうかを個別に相談・調整している。

なお、東京大学では、障害者差別解消法の施行により合理的配慮の提供は義務となったものの、合理的配慮だけでは不十分となる場合もあり、特に、発達障害のある学生本人の対処能力の向上等に関する支援については、自主的な取組により補完しているのが実情であるとの意見がみられた。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(6)-㉔ 発達障害のある学生の就職活動に対する支援に関する取組例

| | |
|---|------|
| 大学名 | 富山大学 |
| <p>富山大学では、発達障害のある学生の就職活動について、3年生の後期頃から修学支援と平行して支援を行っている。具体的には、学生の得意又は不得意なことと職種の整理・マッチング、企業分析や自己分析、エントリーシートや履歴書等の作成指導、面接の事前練習及び事後の振り返り等を行っている。</p> <p>支援に当たっては、i) 対象となる学生の強みを活かせる職種を選択すること、ii) 発達障害の特性上、優先順位を付けることが苦手な場合が多いため、卒業論文の作成と就職活動のスケジュール管理を行い、同時に応募する会社数を定めるなどして達成可能な計画を立てること、iii) 就職活動で学生が直面した問題から自己理解を促すことなどをポイントとしている。</p> <p>また、富山大学では、発達障害者に特化した職業訓練を実施している就労移行支援事業所と連携し、発達障害のある学生の就労体験プログラムを平成24年度から実施している。同プログラムは、例えば、オンライン店舗の運營業務（経理、商品管理、客からの問合せ対応等）などの具体的な業務を通じて、上司役の事業所スタッフや他の学生との間で、業務上の「報告・連絡・相談」を体験するものであり、自身の特性や仕事を行う上で必要なことなどに関する「気付き」を促すことが可能になるものである。</p> <p>なお、同プログラムに参加した学生からは、業務に変更があった場合などに適宜報告を行うことや他人と協力することが大事であると感じたとの意見、悩んだ時に先輩から声をかけてもらったことで自分から質問に行く姿勢が足りなかったと感じたなどの意見がみられた。</p> | |
| 大学名 | 筑波大学 |
| <p>筑波大学では、発達障害のある学生を対象として、「就職活動準備講座」を開催している。同講座は、キャリア形成や進路についての課題や悩みについて少人数（10人程度）で話し合う場を作り、学内での3種類（事務職、営業・販売、コンサルタント）の職業体験、模擬面接などの就活体験を通して、個別面談でその振り返りを行い、就業における強み・課題のアセスメントを行うものである。</p> <p>また、就職活動時には志望先決定の支援や試験対策、面接練習も実施している。</p> | |
| 大学名 | 東京大学 |
| <p>東京大学では、発達障害のある学生の就職活動に対する支援として、就職活動のスケジュール管理、企業に関する情報収集の支援、エントリーシートの書き方の指導、自己PR作りの支援、面接の練習等を行っている。また、発達障害のある学生が苦手としていることが多い、コミュニケーション能力や社会常識を身に付けるためのプログラムを実施するとともに、精神障害者保健福祉手帳を用いた就職（いわゆる障害者雇用）の支援も外部支援機関と連携しながら行っている。</p> | |

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(6)-㉓ 発達障害のある学生が卒業した後の支援に関する取組例

| | |
|---|------|
| 大学名 | 富山大学 |
| <p>富山大学では、発達障害のある学生が卒業・修了した後3年間は、定期的な面談等によりフォローアップを行い、職場への定着支援を行っている。同大学では、発達障害のある学生が、卒業後どのようにして安定的な雇用に至るかを把握するため、平成22年頃から取組を始めたとしており、現在、12人の卒業生について継続してフォローアップを行っている。</p> <p>フォローアップは、支援対象者の状況にもよるが、例えば、卒業後1年目は1か月から2か月に1回、2年目は3か月に1回、3年目は5か月に1回といった頻度で面談を行っている者もいる。また、支援対象者が遠方に居住している場合は、電話やメールによりフォローアップを行っている。</p> <p>面談等では、仕事内容の振り返りを行うとともに、働き続けるための工夫、リフレッシュ方法、心身の健康を意識することなどに関する内容についても話し合いを行っており、必要な場合には安定所と連携して職場訪問を実施することもある。例えば、当初は問題なく仕事をしていた支援対象者が、部署内の異動後、業務上のミスや同僚との対人関係の問題等が発生するようになったケースでは、安定所と職場訪問を行って支援会議を開催したところ、発達障害の特性に関する情報が異動先の部署に伝達されていなかったことが分かり、今後の対応策として、異動時には部署の責任者に引継ぎを行うこと、業務の指示や報告時に配慮を行うことなどを話し合った。</p> <p>富山大学では、フォローアップによる職場定着支援は、働きやすい環境を保障するために必要なものであり、不安や困ったことを相談できる場、自分の頑張りを確認できる場があることにより、支援対象者は安心することができ、安定した就職を維持することにつながるとしている。</p> <p>なお、富山大学では、在学中に就職が決まらず卒業後も就職活動を続けている者についても、安心して継続的に相談できる場が必要であるとしており、これらの者に対しても定期的に面談を行い、卒業後も継続して就労支援を実施している。</p> | |
| 大学名 | 筑波大学 |
| <p>筑波大学では、発達障害のある学生が卒業した後、面談、電話等により、対象者からの相談に応じることを通じてフォローアップを行っている。フォローアップについては、特に期限は定めていないが、卒業後約5年経過しても相談に来る者もいる。</p> <p>卒業後に相談に来る理由としては、職場生活で困ったことや離職・転職に関する事で相談したいという場合が多い。また、対象者が遠方に居住している場合は電話により相談を受けているが、全体としては大学に訪訪してくるケースが多いため、個別面談を行って相談を受けている。</p> | |

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(6)-㉔ 調査した大学における発達障害のある学生への就労支援に関する課題・意見

- 障害者に対する就労支援機関はあるものの、発達障害のある学生に適した機関は少ない。例えば、身近にある就労支援機関について、就生センターは就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う機関であり、また、若者サポートステーション^(注2)は引きこもり等の問題を抱える者を主な支援対象としている。しかし、支援を必要とする発達障害のある学生は、知的能力や生活面に問題はなく大学への通学もできているが、コミュニケーション能力に困難がある場合も多いことから、これらの学生のニーズや支援にはなじまない場合もある。
- 診断はないが発達障害が疑われる者、診断があっても発達障害があることを開示しない者が、障害者雇用ではなく一般就労するケースがあるが、現状では、これらの者への支援に適した機関が見当たらないので困っている。これらの者については、就職後においても、在学中と同様に支援やフォローアップが必要である。
- 現行制度では、就労支援機関等の支援対象とされるには、発達障害であると診断されることが必要である。診断はないものの発達障害が疑われる者について、グレーゾーンと位置付けたまま支援することには無理がある。このため、発達障害の診断を受けることのメリット（例えば、各種支援が受けやすくなること等）を普及していくこと、診断を受けやすい社会的な環境作りを行っていくことが必要である。
- 発達障害者支援センターと連携を図りたいと考えているが、幼児や児童への支援で手一杯で大学生まで手が回らない状況ではないかと思われるため、現状では連携を図ることができていない。
- 発達障害者支援センターは、マンパワー不足ではないかと思われる状況が見受けられたことから連携していない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 厚生労働省が実施する若者サポートステーション事業は、原則として、15歳から39歳までで仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者のうち、就職に向けた取組への意欲が認められ、安定所においても就職を目的にし得ると判断した者及びその家族を対象として就職支援を行うものである。